

町有地等売却（先着順）の募集要項

一般競争入札において落札されなかった物件について、次のとおり先着順にて売却します。なお、売却物件は予告なく取下げることがあります。

1 売却物件

No	所在地	地目	公簿面積 (㎡)	売却価格 (円) (R8.4時点)
1	上市町旭町 1426 番	宅地	950.90	9,781,000
2	上市町法音寺字八枚田、3番11、3番15、3番21、5番9	宅地	129.81	3,080,000
3	上市町湯上野 794 番	宅地	1,743.77	14,489,000
4	上市町正印字上川原 25 番	宅地	682.37	8,009,000

2 申込者の資格

次の項目に該当する方は、申込することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる者
- (3) 現年度及び前年度の市区町村税に滞納がある者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの期間にある者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体及び個人
- (7) その他町長が不相当と認めた者

3 申込方法等

- (1) 提出書類
 - ①町有地等買受申込書
 - ②誓約書
 - ③利用計画書
 - ④納税証明書（申込者の住所地（法人の場合は本店所在地）の市区町村が発行する直近2カ年分のもの。未納がないことの証明書（完納証明書）でも可とする。）
 - ⑤印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ⑥個人の場合は住民票（世帯全員分）、法人の場合は法人登記簿（現在事項全部証明書）
 - ⑦宅地分譲用地として購入を希望される場合においては、宅地建物取引業の免許の写し
 - ⑧その他、申込み内容の確認のため、追加で書類の提出をお願いします

る場合があります。

(2) 申込書等の提出先・提出方法

- ①提出先 上市町役場財務課管理班
〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地（上市町役場1階）
- ②提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、事前にご連絡ください。
※窓口での受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

4 申込条件

- (1) 現地説明会は行いませんので、申込前に現地を十分確認して下さい。物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、この要領に記載されている事項及び記載されていない事項についてもご自分で調査し、現地の状況及び利用制限等を十分ご理解のうえお申し込みください。
- (2) 地盤調査、地質調査等は行っておりません。必要な場合は購入者の負担により行ってください。
- (3) 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込が無効となることがあります。
- (4) 測量実施後、土地の面積が若干増減することがあります。

5 売買契約

- (1) 契約期限 提出された書類を確認し申込資格があると認めた場合、町有地等売払い決定通知書を交付します。この通知を受けた日から14日以降に、売買契約の締結を行います。この期限までに正当な理由なく契約を締結しない場合は、購入者の資格を取り消します。
- (2) 契約保証金 売買契約締結日までに契約保証金として100分の10以上（円未満切り捨て）に相当する金額を町が指定する方法により納入していただきます。ただし、契約締結時に売買代金の全額をお支払いいただく場合は、契約保証金の納入は不要です。

6 売買代金の支払い方法

- (1) 売買代金は町が指定する方法で納入してください。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当することができます。
- (3) 契約締結の日から30日以内に売買代金を納入しなかった場合、契約は無効となります。この場合、納入済みの契約保証金は返還できませんので、ご注意ください。

7 所有権移転等

- (1) 所有権移転は、土地代金の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
- (2) 所有権移転登記は、購入者が行います。
- (3) 所有権移転登記に要する登録免許税は、購入者の負担となります。

8 使用用途等に関する遵守事項について

購入者には、本物件を使用するにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者、反社会的団体及びその構成員がその活動の

ために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

- (2) 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項の規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に定める接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (3) 騒音、悪臭が発生する又は環境を汚染する用に供してはならない。
- (4) 本物件の所有権を第三者に移転する場合には、第 1 号から第 3 号に規定する事項を承継させなければならない。
- (5) 本物件を第三者に使用させる場合には、第 1 号から第 3 号に規定する事項に反する使用をさせてはならない。

上記に違反したときは、町が定める違約金を支払っていただきます。

また、売買契約を解除する場合があります。

〈本件に関する問い合わせ先〉

上市町 財務課管理班（電話 076-472-2417）